

# 道産建築材利用支援事業におけるQ&Aを作成しましたので、応募の際の参考にしてください

令和4年5月23日

## 1 事業の目的は？

当該事業は、木造率が依然として低調である中高層・非住宅建築物での道産木材の利用を拡大するため、他の建築物への波及効果が期待される民間の非住宅建築物（以下「建築物」という。）の道産建築材購入費用に対し支援することにより、建築物への道産木材の利用を促進し、地域の林業・木材産業の振興を図ることを目的としています。

## 2 他の補助事業との併用は可能ですか？

国費を財源としている補助金との併用はできません。  
ただし、補助対象が異なる場合（木材の購入費以外の補助の場合）は併用できる場合があります。  
詳しくは併用しようとする補助金の取扱機関または道木連までおたずねください。

〔参考〕令和3年度 他の補助金との併用について

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
住まいの復興給付金	○
外構部対策支援事業	○
地域型住宅グリーン化事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×
札幌版次世代住宅補助制度	×

## 3 すでに工事が始まっている建築物も対象になりますか？

令和4年（2022年）4月1日以降に工事に着手したものが対象となります。  
なお、「工事に着手」とは、工事請負契約を締結した時点を原則としますが、令和4年（2022年）3月31日以前に工事契約を締結している場合であっても、令和4年（2022年）4月1日以降に、使用する道産木材を購入している場合は、道産木材の購入日を工事着手日とすることができます。

## 4 申請件数に上限はありますか？

申請件数に上限はありません。  
ただし、多くの建築事業者の方に道産木材の利用に取り組んでいただきたいので、1申請者に補助金が集中することを防ぐため、1申請者が4件以上申請する場合、4件目以降の申請については、審査の際の配点が低くなります。

→→→ 道産建築材利用支援補助審査要領を参照

5 道産木材活用宣言とはどのようなものですか？

建築事業者の方が、道産建築材を積極的に使っていくことを宣言するものです。宣言の内容につきましては、建築事業者の方が道産木材を活用するにあたって目標とする内容（数量や割合など）を可能な範囲で記載してください。宣言書については、令和4年度（2022年度）末まで北海道のホームページで公表する予定です。また、宣言書は応募段階で提出していただきますので、交付対象とならなかった場合でも宣言書は公表されることをご承知願います。

6 事業の優先採択事項とは？

6-1 優先採択事項とはどのようなものですか？

限られた予算で効果的に事業目的を達成するため、申請内容を次の優先採択事項毎に採点し、合計点の上位のものから採択します。

優先採択事項

項 目	非住宅
①道産木材の利用量が多い建築物	○
②道産木材の利用率が高い建築物	○
③木材加工に関する先進技術を活用した道産木材の構造部材を使用する建築物	○
④森林認証材を使用した建築物	○
⑤見学会を実施するなど、PR効果が高い建築物	○
⑥不特定多数の人が見学できるなど、波及効果の高い建築物	○
⑦工事完成後も道産木材の利用状況がわかる設計となっている建築物	○
⑧早期に工事が完了する建築物	○
⑨「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用	○

6-2 「②道産木材の利用率」はどのように計算するのですか？

以下の計算式にあてはめて計算してください。

$$\frac{\text{対象となる建築物に使用する道産木材の数量 (m3)}}{\text{対象となる建築物に使用する木材の数量 (m3)}} \times 100 = \text{道産木材の利用率 (\%)}$$

6-3 「②木材加工に関する先進技術を活用した道産木材」とは何ですか？

「CLT」「コアドライ」「高強度集成材」のほか、これまでに道内での利用実績の少ない先進技術により加工された道産木材製品が対象になります。判断に迷う際は、個別にご相談ください。（その際は製品資料等をご提供ください）

6-4 「③道産木材のPR効果が高い建築物」とは何ですか？

補助対象となる建築物において、道産木材をPRする見学会（構造見学会や完成見学会など）を開催する場合やホームページ等でPRする場合は対象になります。

6-5 「⑨「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用」とは何ですか？

北海道において道産木材を使用した建築物を登録し、施設内に木製の登録証を掲示することなどを通じ、道民に道産木材製品の魅力を広く発信し、認知度の向上を図るとともに、建築物の木造化、木質化を推進することで道産木材の利用拡大に資することを目的とした登録制度です。

登録の詳細は、次のURLより北海道ホームページを確認してください。北海道水産林務部林務局林業木材課ホームページ（HOKKAIDO WOOD BUILDING）  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/O2\\_riyousuisin/hwb.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/O2_riyousuisin/hwb.html)

7 「その他の道産木材」とはどういったものが対象になりますか？

建築物に使用される構造材、造作材、羽柄材・下地材等に使用される製材等です。合板や集成材も対象になります。  
判断に迷う際は、個別にご相談ください。（その際は製品資料等をご提供ください）

8 道産木材とそれ以外の木材等が混ざっている製品は補助対象になりますか？

<構造材等>（m<sup>3</sup>単位で補助するもの）

道産木材の数量分のみ補助対象になります。

道産木材とそれ以外のものとの明確な分割が難しい場合は、割合で按分するなどして算出してください。

<内外装材>（m<sup>2</sup>単位で補助するもの）

表面全体に道産木材を使用している製品の場合は補助対象になります。

表面全体に道産木材を使用していない製品の場合でも、道産木材を50%以上使用していれば補助対象になります。

9 建具などに道産木材を使用している場合は補助対象になりますか？

補助対象になります。

補助単価は「その他の道産木材」（13,200円/m<sup>3</sup>）が適用されます。

ただし、移動可能な家具（テーブル・イス・タンス等）や建築物と一体となっていない外構（ベンチ・木柵等）に使用される木材は対象になりません。

判断に迷う際はお問い合わせください。

10 店舗と住宅を兼用している建築物は事業の対象になりますか？

店舗の割合が住宅よりも大きく、住宅で利用される木材分を設計書等できちんと除くことができる場合については、店舗分のみを非住宅の事業として申請することが可能です。

判断に迷う際はお問い合わせください。

11 モデルハウスは対象になりますか？

申請される建築事業者自身が施主となる建築物でも対象になります。

ただし、その場合、工事契約書に代わり工事を施工することを証明する書類（建築確認申請書等）が必要になります。

12 隣接する2棟の建物を補助対象にすることは可能ですか？

建築物単位での申請となりますので、別々に申請可能です。

ただし、同一区域内で主たる建築物に付属する建物（物置・車庫等）と判断される場合は、一体の申請とさせていただきます。

13 建築事業者が受け取った補助金は、建築事業者の収入にして良いのですか？

特に定めはありません。

ただし、施主の方には事業の内容を説明したうえで、申込同意書を記載していただくようお願いいたします。

14 施主の同意はなぜ必要なのですか？

施工者の方から事業の説明をしていただくことにより、施主の方にも道産木材を利用していることを認識していただきたいと考えているためです。

15 補助金交付申込書と実績報告書の内容が異なった場合はどうなりますか？

実績と申込時の内容が異なる場合は、補助金交付決定後であっても補助金の減額や交付決定自体を取り消す場合があります。